

業務及び財産の状況に関する説明書類
第 54 期 令和 5 年 7 月 1 日 から 令和 6 年 6 月 30 日まで

令和 6 年 9 月 13 日作成（公衆縦覧の開始日）

監査法人名：太陽有限責任監査法人

所在地：東京都港区元赤坂一丁目 2 番 7 号

代表者：山田 茂善

一. 業務の概況

1. 監査法人の目的及び沿革

(1) 監査法人の目的

1. 公認会計士法第 2 条第 1 項の業務
2. 公認会計士法第 2 条第 2 項の業務
3. 公認会計士試験に合格した者に対する実務補習

(2) 監査法人の沿革

- | | |
|-------------------|---|
| 昭和 46 年 9 月 6 日 | 出資金 9,000 千円で太陽監査法人を設立 |
| 昭和 59 年 5 月 25 日 | 従たる事務所として大阪事務所を設立 |
| 平成 13 年 4 月 2 日 | 従たる事務所として神戸事務所を設立 |
| 平成 18 年 1 月 1 日 | A S G 監査法人と合併し太陽 A S G 監査法人に名称変更
東京都千代田区に永田オフィス、
大阪府大阪市中央区に大阪南オフィスが増加 |
| 平成 18 年 9 月 25 日 | 主たる事務所を統合移転し、本部・東京事務所とする |
| 平成 18 年 11 月 20 日 | 大阪、神戸の従たる事務所を統合、大阪事務所とする |
| 平成 20 年 7 月 15 日 | 有限責任監査法人となる |
| 平成 20 年 7 月 31 日 | 従たる事務所として名古屋事務所を設立 |
| 平成 24 年 7 月 1 日 | 永昌監査法人と合併、従たる事務所として北陸事務所を設立 |
| 平成 25 年 10 月 1 日 | 霞が関監査法人と合併する |
| 平成 26 年 10 月 1 日 | 太陽有限責任監査法人に名称変更 |
| 平成 30 年 7 月 2 日 | 優成監査法人と合併する
主たる事務所である本部・東京事務所を統合移転
従たる事務所として札幌事務所、東北事務所、新潟事務所、
中国・四国事務所、九州事務所を設立 |

2. 無限責任監査法人又は有限責任監査法人のいずれであるかの別

有限責任監査法人

3. 業務の内容

(1) 業務概要

監査証明業務全体で1社減少いたしました。

金商法・会社法監査、学校法人監査、労働組合監査、その他の法定監査はそれぞれ1社減少いたしました。

その他の任意監査は3社増加いたしました。

(2) 新たに開始した業務その他の重要な事項

該当なし

(3) 監査証明業務の状況

※ 令和6年6月30日現在

(会計年度末日)

種 別	被監査会社等の数	
	総数	内大会社等の数
① 金商法・会社法監査	350 社	346 社
② 金商法監査	23	10
③ 会社法監査	154	11
④ 学校法人監査	45	0
⑤ 労働組合監査	4	0
⑥ その他の法定監査	189	10
⑦ その他の任意監査	354	1
計	1,119	378

(4) 非監査証明業務の状況

区 分	総数	内大会社等の数
対象会社等数	395 社	39 社

4. 業務管理体制の整備及び業務の運営の状況

(1) 業務の執行の適正を確保するための措置

① 経営の基本方針

当法人は、当法人の構成員が共有する価値観として以下の「3つの価値観」を定めており、これらの価値観に基づいて組織や業務管理態勢、品質管理態勢の向上を進めることを長期的な法人全体の運営の在り方として位置付けております。

3つの価値観

「公共財の提供者であること」

「監査の結果に責任を持つこと」

「社会性・国際性を発揮すること」

3つの価値観の中で最も重視している「公共財の提供者であること」とは、監査が公認会計士のみ任された業務であるという社会的使命を重く受け止め、資本市場における投資家保護を念頭において正しい監査上の判断基準を持ち続けることによって公共の利益を追求し続けようとする基本的な考え方を意味しております。

「監査の結果に責任を持つこと」とは、監査の結果に対し全責任を負う自覚を持って専門家としての判断を行うこと、「社会性・国際性を発揮すること」とは、専門家としての責任ある判断を行うためには、会計・監査だけではなくより幅広い分野の知識・経験が必要であり、これらを習得する機会を職員に数多く与え、身に付けさせることをそれぞれ表しております。

この「3つの価値観」を経営理念と整合するように監査法人の組織設計を行うことが重要であると認識しております。監査業務を公共財として位置付け、社会の期待に応えようとする価値観を実際の業務運営に強く反映させるため、当法人では、業務内容を原則として監査証明業務に特化する方針としております。

これにより、当法人における全ての経営上の判断を監査品質の向上の観点から行い、経営資源を持続的な監査品質の向上のために集中させることができると考えております。

② 経営管理に関する措置

当法人を代表する総括代表社員は、代表社員の中から総社員の過半数の同意をもって選任しております。総括代表社員に求められる資質としては、監査業務の深度ある経験と中長期的な環境の変化に関する洞察力を有し、監査品質の重要性と当法人の価値観を高度に理解し、当法人の進むべき方向を見極め、強いリーダーシップを発揮できることと考えております。

また、当法人の経営に関する重要事項を協議する機関として、経営会議及び執行会議を設けております。2023年7月1日以降、経営会議の構成員は、総括代表社員、経営管理本部長及び品質管理本部長であり、また、執行会議の構成員は、経営管理本部長、品質管理本部長、人事部長、経営企画部長、国際部長、監査支援部長、品質管理部長、審査部長、東京事務所長及び大阪事務所長となっております。

各本部長の選任にあたっては、経営会議での協議を経て、総括代表社員がシニアパートナーの中から任命し、人事評議会に報告したうえで決定しております。また、各部長、室長及び事務所長の選任にあたっては、経営会議において決定することとしております。

③ 法令遵守に関する措置

内部管理体制についての基本的な方針と手続は、基本規程集及び品質管理規程集に定めております。

法令等遵守体制について、現状では、法令違反行為に該当するかを確認する等の相談については経営管理本部において対応しており、必要に応じて法律顧問等の専門家に相談することとしております。

法令等の違反事項に限りませんが、通報に関しても通報規程を定めております。また、就業規則及び社員規程においても、法令違反については懲戒処分条項を置いており、相当の懲戒処分ができることになっております。就業規則及び社員規程の周知徹底と併せて適宜研修等の実施により注意喚起を行っております。

④ その他

【監査業務のサポート体制】

当法人では、各業務執行社員や監査チームがそれぞれの職業的懐疑心を保持・発揮し易いように、組織横断的に監査業務をサポートするための組織や人事機能、規程等を整備しております。この観点から、品質管理部、不正・リスク対応室、監査支援部、国際部、業務推進室、IPO 統括支援室、非営利統括支援室、IT 監査室、ナレッジ室を設置し、個別監査業務をサポートしております。

【内部監査体制】

2024年6月期の内部監査は、日常的監視の一環として、リスク管理委員会が実施することとしており、主として、改訂「監査に関する品質管理基準」（品基報1）の枠組みを活用し、以下の品質管理のシステムの整備及び運用状況の評価を実施することで行うこととしております。

- ・ 監査事務所のリスク評価プロセス
- ・ ガバナンス及びリーダーシップ
- ・ 職業倫理及び独立性
- ・ 監査契約の新規の締結及び更新
- ・ 業務の実施
- ・ 監査事務所の業務運営に関する資源
- ・ 情報と伝達
- ・ 品質管理システムのモニタリング及び改善プロセス
- ・ 監査事務所間の引継

【モニタリング体制】

当法人の経営執行に関するモニタリング体制としては、総括代表社員やその他の経営執行機関から独立性の高い監督・評価機関を設置することを重視して、経営管理や監査業務の執行権限を有さないこととしている会長を監督・評価機関として設置しております。また、その委員の過半数を社外有識者とする経営評議会を設置し、総括代表社員その他の経営執行機関の活動及び法人の運営に関する監督・評価を行っております。

より日常的かつ詳細には、会長の下に法人運営に関する重要なリスクに関する事項はリスク管理評議会、人事・組織に関する重要な事項は人事評議会を設置して、総括代表社員その他の経営執行機関の法人運営についてモニタリングする体制としております。また、経営評議会、リスク管理評議会及び人事評議会の事務局として担当部長と特定社員（会計・監査の分野で長年の行政実務経験を有する者）を配置しており、会長及び経営評議会委員による経営執行に関するモニタリングを補佐しております。

(2) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置

① 業務に関する職業倫理の遵守及び独立性の保持

当監査法人では、品質管理本部長が職業倫理及び独立性の遵守の運用に関する責任を負っており、職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するため、社員及び職員の独立性確認手続等を実施し、その実施状況とその結果について年1回総括代表社員に報告することとしています。また、品質管理本部内の品質管理部を職業倫理及び独立性の遵守の運用に関する担当部署としています。

<職業倫理>

当監査法人は、日本公認会計士協会が定める「倫理規則」及び関連する規範を遵守すべく、職業倫理に関する規程を定めています。品質管理部は、社員及び職員が職業倫理に関する規定を理解し、職業倫理に関する規定に関連する責任を果たすことができるよう、研修等を実施することにより、「倫理規則」等の遵守について周知徹底を図っています。

<独立性>

当監査法人は、独立性に関する法令及び日本公認会計士協会が定める規範、並びに当監査法人が加盟している国際会計事務所組織である Grant Thornton International Limited（以下、「GTIL」という。）の国際水準の独立性に関する方針を遵守すべく、当監査法人の規

程を定めており、それに基づき、独立性を確かめる体制をとっています。

法人全体として、年1回社員及び職員を対象として独立性の遵守状況を確認しているほか、すべての監査業務について、監査チームのメンバー及び審査担当者（以下、「審査員」という。）全員から「独立性に関する誓約書」を入手し、被監査会社からの独立性を確保することとしています。また、監査責任者は、当監査法人の規程に基づき、監査チームのメンバーが職業倫理及び独立性の保持のための方針及び手続を遵守していることを確かめる責任を負っています。

有価証券の保有・売買については、社員及び一定の職階以上の職員については、GTILの有価証券登録システムに保有・売買銘柄を登録し、保有禁止対象有価証券の保有・売買をしていないこと等についてモニタリングしています。

また、監査責任者は、当監査法人の規程に基づき、監査チームのメンバーが職業倫理及び独立性の保持のための方針及び手続を遵守していることを確かめる責任を負っています。

<ローテーションの方針及び手続>

独立性に係る要求事項においては、監査責任者及び審査員による監査業務への長期関与により生じる馴れ合い及び自己利益という独立性の阻害要因を除去することが求められています。

当監査法人では、監査責任者及び審査員のローテーションに関する規程を定め、一定規模以上の社会的影響度の高い事業体（注）については、継続関与可能期間を7年としています。ただし、上場会社の監査責任者のうち筆頭業務執行責任者、審査員については、公認会計士法の規定に基づき、継続関与可能期間を5年としています。

上記以外の法定監査対象会社等の監査責任者については、継続関与可能期間を10年としています。

監査責任者、審査員以外の監査チームの主要な構成員（公認会計士である統括主査及び主査に限る。以下、「監査チームの主要な構成員」という。）についてもローテーションに関する規程を定め、社会的影響度が特に高い会社（時価総額が5,000億円以上の上場会社）については、継続関与可能期間を10年としています。

監査責任者及び監査チームの主要な構成員のローテーションの運用は経営管理本部内の人事部、審査員のローテーションは品質管理本部内の審査部を担当部署としています。また、品質管理部は、上記が遵守されていることを検証することとしています。

（注）当監査法人は、公認会計士法における大会社等を社会的影響度の高い事業体として定めています。

② 業務に係る契約の締結及び更新

当監査法人は、被監査会社に対する独立性、被監査会社の規模、事業内容、財政状態及び経営成績、経営者の誠実性及び企業統治の状況（不正リスクを含む。）、内部統制の状況、監査報酬の妥当性、当監査法人の監査資源等を総合的に評価し、その評価結果をもとに所定の規程に基づく承認手続を経て、監査契約の新規の締結及び更新の可否を決定しており、当該承認手続が完了するまでは監査契約を締結できないこととしています。

監査責任者は、上記の規程に基づき、監査契約の新規の締結及び更新に関する手続が適切に行われていることを確かめる責任を負っており、また、監査契約の締結を辞退する原因となるような情報を監査契約締結後に入手した場合には、その情報を品質管理本部に速やかに報告することとなっています。

また、監査証明業務以外の業務については、業務契約の新規締結又は更新の対象となる業務の内容、業務を実施するための適性及び能力、関連する職業倫理に関する規定の遵守、特に監査と同時に提供される業務の場合には、監査業務の独立性に与える影響、関与先の誠実性、業

務報酬の妥当性等を総合的に評価し、その評価結果をもとに所定の規程に基づく承認手続を経て業務契約の新規締結及び更新の可否を決定しています。

③ 業務を担当する社員その他の者の選任

コアとなる定性的要素（課題発見力、主体性、規律性、働きかけ力・実行力、育成力）による能力評価、当該業務・業種の経験（年数）、監査業務全般の経験年数をふまえ候補者を選出し、業務量（計画時間）も確認した上で選任を行っています。

④ 人材、情報通信技術その他の業務の運営に関する資源の取得又は開発、維持及び配分
ア. 社員の報酬の決定に関する事項

月例報酬は、期待役割に応じた報酬水準をベースに、コアとなる定性的要素による能力評価、（同僚、部下からの）多面評価、業務量等を勘案し、経営管理本部長が原案を策定、総括代表社員と協議の上最終決定しています。

社員のうち、会長、代表社員、シニアパートナーを除く者については、各人の年間評価、法人の業績等をふまえ、月例報酬とは別に賞与を支給する場合があります。賞与支給についても経営管理本部長が原案を策定、総括代表社員と協議の上最終決定しています。

イ. 社員及び使用人その他の従業者の研修に関する事項

研修については、「教育研修規程」に明記する目的、及び基本方針に基づき行っています。法人全体の教育研修体制の整備・運用は人事部が行っており、教育・訓練の機会を提供するために研修等の企画運営を行い、実施状況や受講状況についてモニタリングを行っています。

監査法人での経験年数が浅い職員に対する研修プログラムとして、入所時研修、1年目から4年目までの年次研修、各職階への昇格年度及び定期的な職階別研修を行っており、監査現場において、それぞれの年次・職階で求められる実務がスムーズに実施可能なように、きめ細かい知識の習得及び能力の開発を目的としています。

また、全体研修、社員研修、職階別研修等において、法人全体への法人理念（価値観）の浸透や、職業倫理に関するテーマにも重点的に取り組んでいます。

ウ. その他

【人材】

当法人では、来事業年度の昇格・昇進の実施時期である2024年10月の施行を目標として、現行職階の見直しを含めた人事制度改革に取り組んでいます。職員の職階と職責を再定義し、監査リスク等に基づく業務の難易度に対応した、より適切な監査補助者の配属に資する人事制度とする予定です。また2024年4月より1年間の変形労働時間制を試験的に導入し、最繁忙期である4月下旬から5月上旬にかけて、労働基準法を遵守しつつ高い監査品質の維持に必要な監査時間の確保を図ってまいります。

【テクノロジー資源】

当法人は、情報セキュリティポリシーにて、「情報セキュリティ及び品質マネジメントの観点からリスクマネジメントプロセスを適用し、その機密性、完全性及び可用性を維持し、かつ、リスクを適切に管理することが経営上の重要課題である」とし、「総括代表社員を最高責任者とする情報管理体制の確立と総括代表社員主導による継続的な改善を行う」ことを明記しています。また、情報セキュリティ管理規程にて、機密性、完全性及び可用性を維持するための体制、及び方針を規定しています。

テクノロジー資産の導入にあたっては、技術的安全管理細則において、原則、法人で定めた標準製品・サービスを利用するものとし、業務上の正当な理由から標準外製品やサー

ビスの購入・導入が必要となる場合は、法人の承認を得ることとしています。また、情報システム・クラウドサービスの選定にあたっては、技術的な安全対策の実施または保護機能等を盛り込むことも併せて規定しています。導入後は、資産管理システムにて貸与 PC 内のアプリケーション（ソフトウェア）情報、マイクロソフト製品情報（OS 基本ソフトなどのセキュリティ管理が必要なアプリケーション）を常に収集しており、この結果を、情報システム部門であるデジタルイノベーション室がモニタリングしています。

技術的安全管理細則では、ソフトウェアの更新についても規定しており、資産管理システムで情報を収集すると同時に、各ソフトウェアのバージョンを管理、コントロールしています。なお、マイクロソフト 365 含む、外部サービス（SaaS、クラウドサービスなど）に関しては、サービスプロバイダ側での統制となります。また、情報セキュリティ管理規程の（情報システムの運用管理）にて、業務上適切な利用者に権限を付与する、運用を適切にレビューする等が規定されており、業務システム毎の正常性確認のテストの指示、完了確認を実施しています。

ユーザーに対しては、技術的安全管理細則にて、監査事務所の IT リソースの利用に関する方針及びガイダンスを規定しています。IT リソースの利用についてのサポートは、情報システム部門であるデジタルイノベーション室が担当しており、法人のポータルサイトやメールにて問合せ先を周知しているとともに、ポータルサイト上には IT に関する FAQ も掲載しています。

⑤ 業務の実施及びその審査

ア. 専門的な見解の問合せ

当監査法人は、以下の事項に関して、品質管理部に専門的な見解の問合せをすることとしております。

- a. 専門性が高く、判断に困難が伴う事項や見解が定まっていない事項及び当監査法人の方針又は手続で専門的な見解の問合せが必要とされている事項
- b. 監査責任者が職業的専門家として専門的な見解が必要と判断した a. 以外の事項
監査責任者は、当該方針が遵守されていることを確かめることとしています。

また、当監査法人は、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合や不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合等には、品質管理本部に設置された不正リスク対応室へ通知し、当該部署から専門的な見解を得ることとしています。

監査責任者は、当該専門的な見解の問合せを適切に実施する責任を有しています。

イ. 監査上の判断の相違の解決

当監査法人は、監査チーム内の監査上の判断の相違又は監査チームと審査員若しくは専門的な見解の問合せに従事する者を含む当監査法人の品質管理システムにおいて活動を実施する者との監査上の判断の相違が発生した場合には、それが解決するまでは監査報告書に日付を付してはならないこととしています。監査責任者は、当該方針が遵守されていることを確かめる責任を負っています。

ウ. 監査証明業務に係る審査

i 審査体制

当監査法人は、品質管理本部内の審査部において審査体制全般を所管しており、監査チームが行った監査上の重要な判断及び監査意見を客観的に評価するため、監査業務ごとに審査員を選任するとともに、所定の事由に該当する場合には合議制の審査会を開催することとしています。

ii 審査員制度

当監査法人は、原則として、監査業務ごとに審査員を選任する審査員制度を採用して

います。審査員の選任に当たっては、経験・能力や独立性等といった審査員としての適格性の要件を定めています。

iii 審査会（合議制）

当監査法人は、所定の重要事由が存在する場合（不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合を含む。）、合議制の審査会を開催し、慎重な審査を実施することとしています。

また、監査上の判断の相違が生じた場合など、特定の要件に該当する場合には上級審査会を開催し、より慎重な審査を実施することとしています。

iv 審査の文書化

当監査法人では、審査員が審査に係る所定の方針及び手続に従って、審査の内容及び結論を記録及び保存することとしています。

v 監査責任者の責任

監査責任者は、審査に係る所定の方針及び手続が遵守されていることを確かめる責任を負っています。また、監査責任者は、監査報告書の日付を審査員又は審査会による審査が完了した日以降とし、監査報告書を提出する責任を負っています。

エ. 監査ファイルの電子化その他の監査調書の不適切な変更を防止するために行っている監査調書の管理及び保存に関する体制の整備状況

当監査法人では、監査調書は、原則として、電子監査調書で作成し、監査報告書ごとにまとめ、その最終的な整理期限を監査報告書日から起算して 30 日以内としています。

ただし、金融商品取引法に基づく監査と会社法に基づく監査を同時に行っている場合等、それぞれの作業の関連性を考慮して、監査調書を一つの監査ファイルに整理することが適当な場合には、最終的な整理期限を発行される複数の監査報告書のうち、いずれか遅い監査報告書日から 30 日以内としています。電子監査調書については、最終的な整理期限後に系統的にアーカイブ処理され、監査調書が改ざんされない体制を整備しています。なお、過年度に作成した紙面の監査調書については、すべて外部委託倉庫にて保管しており、外部委託倉庫から監査調書を取り寄せる際は、品質管理部が監査調書を管理することとしています。

監査調書の保存期間は、原則として 10 年としています。

オ. その他

i 監査手法

当監査法人は、監査の専門要員が、職業的専門家としての基準及び適用される法令等に従って自らの責任を果たすとともに、当該基準及び法令等に従って監査を実施するために、品質管理に関する規程及びマニュアル、監査調書の標準様式等を定めています。これらは、国際監査基準に準拠した GTIL の監査メソドロジーを基礎として、日本固有の監査基準を斟酌して開発しています。

監査業務の監査責任者は、当監査法人の方針又は手続を遵守し、監査チームのメンバーへの指揮及び監督等により監査業務を実施し（不正リスクに適切に対応することを含む。）、職業的専門家として適切な懐疑心を発揮し、判断を行い、状況に応じた適切な監査報告書を発行することに対する責任を負っています。また、当監査法人の監査調書（電子的記録による調書を含む。）の査閲に関する方針及び手続に従って実施される査閲（不正リスクに適切に対応することを含む。）に対する責任を負っています。

ii 職業的懐疑心の強調

当監査法人では、監査の専門要員に職業的懐疑心を保持・発揮させるための組織としての支援体制全般を「組織的懐疑心」という言葉で表現し、専門要員の職業的懐疑心が監査の各段階において適切に保持・発揮されることを支援しています。

そのための組織設計として、監査業務の品質管理の制度設計及び運用に関する責任

部署として品質管理本部を、個別監査業務の品質向上のための監査環境の監視、分析、是正及び支援の責任部署として監査支援部を設置しています。

品質管理本部においては、監査品質の維持及び向上のため、必要に応じて品質管理に関する規程、標準様式、マニュアル及びツールの見直し、改訂、これらに関する監査チームからの相談対応を行っており、また監査支援部においては、品質管理本部と連携をとりながら、必要に応じて監査チームの監査品質向上のための支援を行っています。

iii 監査責任者の交代時における監査上の重要な事項の伝達

当監査法人は、同一の被監査会社の監査を担当する監査責任者が交代した場合、不正リスクを含む監査上の重要な事項を適切に伝達することとしています。

⑥ 業務に関する情報の収集及び伝達

ア. 情報と伝達に関する品質目標の設定に関して

当監査法人は、品質管理システムの整備及び運用を可能とするために、監査事務所内外からの適時の情報収集並びに監査事務所及び監査チームによる監査事務所内外との適時の情報の伝達に関する目標を含む品質管理目標を設定しています。特に、マネジメントの方針を現場チームにまで浸透させること及び現場で生じていることをマネジメントに吸い上げることが重要であると考え、当監査法人の固有の品質管理目標として設定し、これを達成するための具体的な仕組みを整備しています。

イ. 監査事務所の内外から情報を適切に収集し、活用するための方針又は手続の設定及び当該方針又は手続の遵守に関して

経営企画部は、意見箱システムを整備し、全社員及び職員から法人運営に関する意見を収集し、これに基づき監査品質及び品質マネジメントシステムに関する課題等を識別し、これらに関連する本部に伝達しています。本部は、伝達された意見に対し、品質マネジメントシステムの維持・向上の観点から対応策を決定し、その内容を全体研修、品管通達等により周知しています。

品質管理部は、個別監査業務における監査実施者の不適切な行為、監査判断及び意見表明に関して支障となる事項、法令違反、当法人の品質管理システム（規程、マニュアル等）への抵触等が発生した、あるいは懸念される場合に職員から品質管理本部へ情報の伝達が可能となる仕組みを整備し、品質管理部による監査チームへの確認等を含め必要な対策を実施することとしています。

当監査法人は、監査の品質向上及び法令遵守体制を強固にするため、法令遵守責任者を定め、通報制度（いわゆるホットライン）を設置するとともに、必要に応じて調査委員会を設置する体制及び法律顧問の支援体制を整備しています。不正リスクに関連する通報を受け付けた場合には、当該通報の内容を監査責任者に適時に伝達し、監査チームが当該情報を監査の実施においてどのように検討したかについて品質管理本部に報告させ、品質管理本部はその妥当性を確認することとしています。

ウ. 監査役等との品質管理システムに関する協議に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定に関して

当監査法人は、原則として監査意見の表明時に、監査役等との品質管理システムに関するコミュニケーションとして、品質管理システムの整備・運用状況の概要を記載した所定の書面に基づき実施することとしています。なお、品質管理システムの外部レビュー又は検査の結果を受領した際には、当該結果について速やかに監査役等に報告することとしています。

エ. 必要に応じて実施する監査事務所の外部の者への品質管理システムに関する情報の提供

に係る内容、時期及び形式を含めた方針又は手続の設定に関して

当監査法人は、公認会計士法施行規則第93条、第95条及び第96条に掲げられた事項について信頼性のある情報を公表するため、開示情報の信頼性確保に関する内規を定めています。これに従い、経営企画部が各部門に対し公表情報の作成を依頼するとともに、各部門から収集された情報を統合し、開示しています。

各部門においては、開示情報を作成するための手順書を整備し、これに従って情報の作成又は集計を行うとともに、経営企画部への提出にあたって各部門責任者がその情報について承認しております。経営企画部では責任者による承認がなされていることを確かめたうえで、最終的な開示情報を作成しています。

オ. 品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるような十分な透明性の確保に関して

2017年7月1日より「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を採用しており、毎年、当法人の監査品質向上のための取組みと監査法人のガバナンス・コードの適用状況を取りまとめた「透明性報告書」を発行しております。2023年3月24日に改訂された監査法人のガバナンス・コードについても、改訂後のガバナンス・コードを適用することとしており、その適用状況については、「透明性報告書2023」において公表しております。

この中では、監査事務所レベルの監査品質の指標（以下、「AQI」（Audit Quality Indicator）という。）を設定し、毎年、継続的にその推移を把握し開示しております。

⑦ 前任及び後任の公認会計士又は監査法人との間の業務の引継ぎ

当監査法人は、所定の規程に基づき、監査人の交代に際して、前任の監査事務所となる場合及び後任の監査事務所となる場合の双方において、監査上の重要事項の伝達又は監査上の重要事項について問い合わせを実施することにより、適切に監査業務の引継を行うこととしています。また、品質管理本部は、監査責任者より、監査チームが実施した引継の状況について報告を受け、適切に引継が行われていることを確かめることとしています。

監査責任者は、当該監査事務所間の引継に関する方針又は手続に準拠して監査事務所間の引継が実施されていることを確かめる責任を負っています。

また、品質管理本部が必要と認めた場合、監査業務の引継に際して、品質管理本部に所属する社員又は専門職員が立ち会うこととしています。

⑧ ①から⑦までに掲げる事項についての責任者の選任並びにその役割及び責任の明確化

当監査法人では、総括代表社員に上記の品質管理システムに関する最高責任を割り当てています。また、品質管理システムの整備及び運用（不正リスクへの対応を含む。）に関する責任及び独立性に係る要求事項の遵守の運用に関する責任並びに完了した監査業務の検証の運用に関する責任を品質管理本部長に、モニタリング及び改善プロセス（完了した監査業務の検証を除く。）の運用に関する責任をリスク管理委員長に割り当てています。

⑨ ①から⑧までに掲げる事項についての目標の設定、当該目標の達成を阻害する可能性のある事象（以下「リスク」という。）の識別及び評価並びに当該リスクに対処するための方針の策定及び実施

当監査法人では、経営会議において協議の上、総括代表社員が品質目標の設定、品質リスクの識別と評価及び品質リスクに対処するための方針及び手続を決定し、法人全体に適用しています。

⑩ ①から⑧までに掲げる事項についての実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）及び当該モニタリングを踏まえた改善

当監査法人では、リスク管理委員会が、法人全体の品質管理システムが有効に運用されているかをモニタリングするとともに、監査業務点検室が、監査業務が適切に行われていること（監査業務における不正リスクへの対応状況を含む。）を検証しています。また、GTILにより品質管理システムの監視を受けています。

品質管理本部及び監査業務点検室は個々の監査業務に対して実施する監視のプロセスとして、完了した監査業務の検証（内部点検）を行い、原則として、すべての業務執行社員が少なくとも3年に1回は対象となるように、担当する個別監査業務を点検対象として選定しています。

当監査法人では、品質管理本部が、品質管理システムのモニタリングによって発見された不備の影響を評価し、必要な是正措置を講じ、また、監査責任者や非監査業務の業務執行責任者並びにその他の適切な者に対して、発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達しています。また品質管理システムの監視の結果及び改善案については、監査の専門要員に対して研修等を実施して周知徹底を図っています。

監査責任者は、品質管理システムの監視の結果に関する最新の情報及び当該情報で指摘された不備が、担当する監査業務に影響を与えているかどうかを検討し、必要な対応を行う責任を負っています。

- (3) 公認会計士である社員以外の者が公認会計士である社員の監査証明業務の執行に不当な影響を及ぼすことを排除するための措置

特定社員については、定款及び社員規程において、公認会計士法第2条第1項に基づく監査証明業務を執行する権利と義務を有しない旨を定めております。

- (4) 直近において日本公認会計士協会の調査（公認会計士法第46条の9の2第1項の規定による調査（品質管理レビュー））を受けた年月

令和3年12月（通常レビュー）

- (5) 業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置について監査法人を代表して責任を有する社員一名による当該措置が適正であることの確認

総括代表社員山田茂善は、業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置が適正である旨を確認しました。

5. 公認会計士（大会社等の財務書類について監査証明業務を行ったもの又は登録上場会社等監査人であるものに限る。）又は他の監査法人との業務上の提携（法第24条の4又は第34条の34の13に規定する業務を公認会計士と共同して行うことを含む。）に関する事項

- (1) 当該業務上の提携を行う当該公認会計士又は他の監査法人の氏名又は名称

該当なし

- (2) 当該業務上の提携を開始した年月

該当なし

- (3) 当該業務上の提携の内容

該当なし

6. 外国監査事務所等（外国の法令に準拠し、外国において、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明をすることを業とする者）との業務上の提携に関する事項

(1) 当該業務上の提携を行う外国監査事務所等の商号又は名称

Grant Thornton International Ltd. (GTIL)

(2) 当該業務上の提携を開始した年月

平成6年10月

(3) 当該業務上の提携の内容

当監査法人は、メンバーファームとしてGTILに加盟しております。GTILに加盟している各国の事務所は、各々独立した組織体ではありますが、GTILが作成した監査マニュアル及びそれを具現化した監査ツールを用いて監査を行うことが求められております。このような共通の監査方法論、監査ツールを用いることにより、加盟各国の事務所はどの国においても均質な監査業務を提供できる態勢を整えております。加盟事務所の質の維持・向上を図るため、GTILは定期的・臨時的な研修を行っており、当監査法人からもこれらの研修に参加者を派遣しております。

国際財務報告基準（IFRS）に関しては、Grant Thorntonのロンドン事務所が、各国の加盟事務所のIFRSへの対応をサポートしております。また、当監査法人からもIFRSの日本担当窓口としてロンドン事務所に職員を派遣しております。

GTILの各加盟事務所は、いわゆるネットワーク・ファームという関係に当たります。従って、監査業務の独立性が確保されているかの確認は、全世界規模で行われております。

GTILは、定期的に加盟事務所のレビューを行い、GTILの定めた方針・手続に従って業務が行われているかの検証を行っております。

(4) 共通の名称を用いるなどして二以上の国においてその業務を行う外国監査事務所等によって構成される組織に属する場合には、当該組織及び当該組織における取決めの概要

該当なし

二. 社員の概況

1. 社員の数（令和6年6月30日現在）

公認会計士	特定社員	合計
91人	4人	95人

2. 重要な事項に関する意思決定を行う合議体の構成

合議体の名称	合議体の目的	合議体の構成		
		公認会計士	特定社員	計
経営会議	代表の業務の補佐	3人	0人	3人
執行会議	代表の業務の補佐	8人	1人	9人

三. 事務所の概況

名 称	所在地	当該事務所に勤務する者の数			
		社 員			公認会計士で ある使用人の数
		公認会計士	特定社員	計	
(主) 太陽有限責任監査法人	東京都港区元赤坂一丁目2番7号	69人	4人	73人	237人
(従) 太陽有限責任監査法人 大阪事務所	大阪府大阪市北区 中崎西二丁目4番12号	14人	0人	14人	55人
(従) 太陽有限責任監査法人 名古屋事務所	愛知県名古屋市西区 牛島町6番1号	3人	0人	3人	13人
(従) 太陽有限責任監査法人 北陸事務所	石川県金沢市広岡 一丁目1番18号	2人	0人	2人	10人
(従) 太陽有限責任監査法人 札幌事務所	北海道札幌市中央区北 一条西四丁目2番2号	0人(*1)	0人	0人	2人
(従) 太陽有限責任監査法人 東北事務所	宮城県仙台市青葉区中 央二丁目2番1号	1人	0人	1人	4人
(従) 太陽有限責任監査法人 新潟事務所	新潟県新潟市中央区東 大通二丁目4番10号	1人	0人	1人	1人
(従) 太陽有限責任監査法人 中国・四国事務所	広島県広島市南区松原 町2番62号	0人(*2)	0人	0人	7人
(従) 太陽有限責任監査法人 九州事務所	福岡県福岡市中央区天 神二丁目14番2号	1人	0人	1人	9人

(*1) 主たる事務所所属の公認会計士が兼任

(*2) 九州事務所所属の公認会計士が兼任

四. 監査法人の組織の概要

(組織図添付)

五. 財産の概況

1. 売上高の総額

(単位：千円)

	第53期 令和4年7月1日～令和5年6月30日	第54期 令和5年7月1日～令和6年6月30日
売上高		
監査証明業務	16,317,885	17,424,290
非監査証明業務	513,100	566,966
合 計	16,830,986	17,991,256

2. 直近の二会計年度の計算書類

※ 添付を参照。

3. 2.に掲げる計算書類に係る監査報告書

※ 添付を参照。

4. 供託金の額

(単位：千円)

公認会計士法施行令第 25 条に規定する供託金の額	190,000
供託所へ供託した供託金の額（金銭及び有価証券の額）	210,000

5. 供託金の全部又は一部を代替している有限責任監査法人責任保険契約の内容

該当なし

六. 被監査会社等（大会社等に限る）の名称

No.	被監査会社等（大会社等）の名称
	金商法・会社法監査
1	いちご株式会社
2	オリジナル設計株式会社
3	チタン工業株式会社
4	株式会社CAC Holdings
5	株式会社アドバネクス
6	APAMAN株式会社
7	株式会社きもと
8	株式会社システムソフト
9	株式会社ジャムコ
10	株式会社スーパービュー
11	MIRARTHホールディングス株式会社
12	株式会社フルヤ金属
13	株式会社ルックホールディングス
14	株式会社佐藤源辺
15	株式会社鳥取銀行
16	明船島工業株式会社
17	栗田工業株式会社
18	川田テクノロジー株式会社
19	全国保証株式会社
20	総合警備保障株式会社
21	太平電業株式会社
22	都築電気株式会社
23	東ブレ株式会社
24	日建工学株式会社
25	日置電機株式会社
26	保士谷化学工業株式会社
27	野村マイクロ・サイエンス株式会社
28	株式会社エディア
29	テエル株式会社
30	バーチャレクス・ホールディングス株式会社
31	株式会社グローバルキッズCOMPANY
32	TAC株式会社
33	THK株式会社
34	KOA株式会社
35	コムチュア株式会社
36	株式会社SRAホールディングス
37	株式会社WDI
38	株式会社アル・エス・シー
39	株式会社アイナボホールディングス
40	株式会社エービーシー・マート
41	株式会社エスフル
42	株式会社クリーク・アンド・リバー社
43	株式会社ソディック
44	株式会社デー・オー・ダブリュー
45	株式会社ブルボン
46	株式会社市進ホールディングス
47	株式会社星医療機器
48	株式会社鉄人化ホールディングス
49	丸八倉庫株式会社
50	黒田精工株式会社
51	大岡電子通信株式会社
52	中野冷機株式会社
53	東北化学薬品株式会社
54	富士ソフト株式会社
55	立川プラインド工業株式会社
56	シリコンスタジオ株式会社
57	株式会社アンビションDXホールディングス
58	船半ホールディングス株式会社
59	大木ヘルスケアホールディングス株式会社
60	タメニー株式会社
61	株式会社スカラ
62	株式会社ビューティカダンホールディングス
63	アクセルマーク株式会社
64	株式会社ビーグリー

No.	被監査会社等（大会社等）の名称
65	株式会社オークネット
66	丸紅建材リース株式会社
67	株式会社スパーツール
68	株式会社モリタホールディングス
69	株式会社ケー・エフ・シー
70	株式会社遠藤照明
71	株式会社デンキョーグループホールディングス
72	エスリード株式会社
73	大木建設株式会社
74	クリエイト株式会社
75	新明和工業株式会社
76	株式会社日版製作所
77	松尾電機株式会社
78	フジテック株式会社
79	e B A S E 株式会社
80	シュッピン株式会社
81	株式会社セキュアヴェイル
82	株式会社スリー・ディー・マトリックス
83	泉州電業株式会社
84	トルク株式会社
85	株式会社ウィル
86	株式会社普通
87	丸尾カルシウム株式会社
88	アドソル日進株式会社
89	株式会社ダイサン
90	株式会社アイ・ビー・エス（所在地：大阪）
91	協立エアテック株式会社
92	株式会社エムケイシステム
93	昭栄薬品株式会社
94	株式会社ベネフィットジャパン
95	東洋機械金属株式会社
96	株式会社トクヤマ
97	株式会社フアンドクリエーショングループ
98	株式会社M C J
99	伏木海陸運送株式会社
100	北陸電気工業株式会社
101	フクビ化学工業株式会社
102	三谷セキサン株式会社
103	三谷商事株式会社
104	株式会社石川製作所
105	株式会社大和
106	株式会社ハチバン
107	旭化学工業株式会社
108	株式会社デ・ウエスタン・セラピテクス研究所
109	株式会社ビーブレイクシステムズ
110	株式会社M S & C o n s u l t i n g
111	株式会社シルバーライフ
112	株式会社ずららネット
113	日本リビング保証株式会社
114	株式会社D Dグループ
115	R I Z A Pグループ株式会社
116	夢展望株式会社
117	中部水産株式会社
118	株式会社エスエルディー
119	中央発條株式会社
120	株式会社アイ・ビー・エス（所在地：東京）
121	ファーマライズホールディングス株式会社
122	株式会社K e y H o l d e r
123	エアリンク株式会社
124	アリアケジャパン株式会社
125	株式会社ツカダ・グローバルホールディング
126	B E N O S株式会社
127	株式会社シー・ヴィ・エス・ベイエリア
128	株式会社チヨダ
129	株式会社アルエイジ
130	株式会社フォーバル・リアルストレート

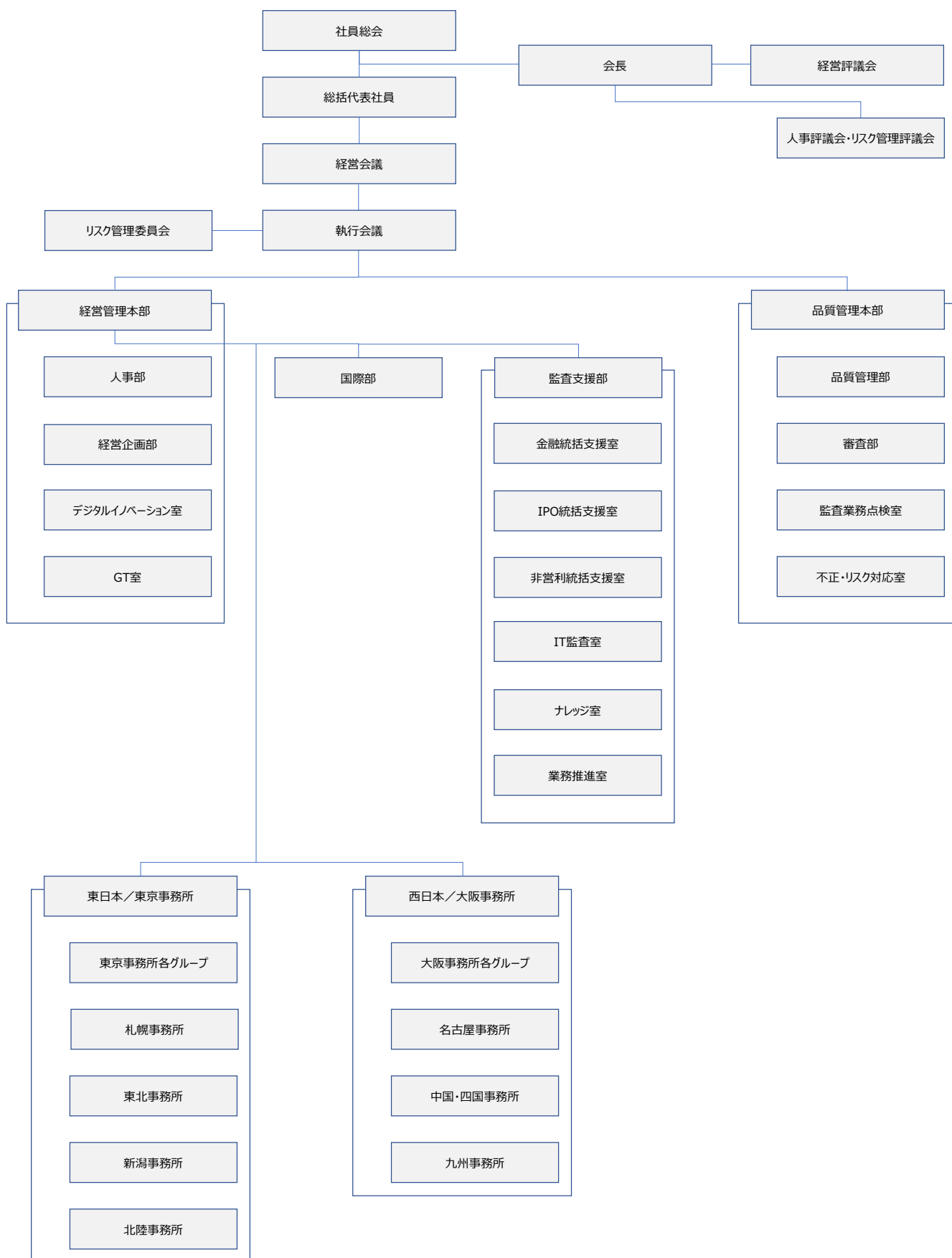
No.	被監査会社等（大会社等）の名称
131	株式会社フライトソリューションズ
132	株式会社フォーバル
133	株式会社フォーバルテレコム
134	ヒーハイト株式会社
135	）ESC Oホールディングス株式会社
136	株式会社ジャパンインベストメントアドバイザー
137	）トラスト株式会社
138	川辺株式会社
139	株式会社リンクアンドモチベーション
140	株式会社マックハウス
141	株式会社日本エム・ディ・エム
142	株式会社メディアシーク
143	株式会社マルヨシセンター
144	株式会社松屋
145	日本基礎技術株式会社
146	株式会社中北製作所
147	株式会社ライドオンエクスプレスホールディングス
148	リベレステ株式会社
149	株式会社三栄コーポレーション
150	株式会社サンコー
151	鈴茂精工株式会社
152	新日本建設株式会社
153	総合商研株式会社
154	株式会社 c o t t a
155	株式会社トスネット
156	大成温調株式会社
157	株式会社ツインバード
158	株式会社ウエストホールディングス
159	ローエ株式会社
160	株式会社オータケ
161	イー・ガーディアン株式会社
162	株式会社スノーピーク
163	セントラルフォレストグループ株式会社
164	株式会社MOR E S C O
165	株式会社ベイクレント・コンサルティング
166	クルーズ株式会社
167	株式会社マースグループホールディングス
168	アステリア株式会社
169	株式会社J-MAX
170	ワイエイシイホールディングス株式会社
171	日新商事株式会社
172	株式会社アイトマーケティングコミュニケーション
173	株式会社ウチヤマホールディングス
174	株式会社ニッチツ
175	二ホンフラッシュ株式会社
176	株式会社ユビキタスA I
177	M R Kホールディングス株式会社
178	株式会社 L e T e c h
179	肩ヶ岡キャピタル株式会社
180	株式会社F U J I ジャパン
181	株式会社シノブス
182	T D S E株式会社
183	株式会社エヌ・シー・エヌ
184	共栄セキュリティーサービス株式会社
185	日本ホスピスホールディングス株式会社
186	日本グランテ株式会社
187	株式会社アドベンチャー
188	ピリングシステム株式会社
189	S E M I T E C株式会社
190	大豊工業株式会社
191	株式会社エーシービー
192	日東ベスト株式会社
193	センコーグループホールディングス株式会社
194	株式会社オブティム
195	レック株式会社
196	H P Cシステムズ株式会社

No.	被監査会社等（大会社等）の名称
197	フシントンホテル株式会社
198	株式会社ミクリード
199	株式会社ゼネテック
200	株式会社開通
201	株式会社 きずなホールディングス
202	エプレン株式会社
203	東洋ドライループ株式会社
204	第一カッター興業株式会社
205	株式会社ベストフンドットコム
206	株式会社ズーム
207	株式会社ジーエヌアイグループ
208	ミライアル株式会社
209	コーナン商事株式会社
210	株式会社リンカーハット
211	株式会社ユーシン精機
212	日本アンテナ株式会社
213	虹技株式会社
214	株式会社イチケン
215	山喜株式会社
216	日本信号株式会社
217	エグシオグループ株式会社
218	東海染工株式会社
219	株式会社デジタルハーツホールディングス
220	日産証券グループ株式会社
221	旭松食品株式会社
222	ネットワンシステムズ株式会社
223	株式会社フェイス
224	藤倉コンボジット株式会社
225	株式会社 Sun Asterisk
226	株式会社インターファクトリー
227	パルミューダ株式会社
228	ローランド株式会社
229	株式会社いつち
230	株式会社アルプランナー
231	株式会社ヒューマンクリエーションホールディングス
232	ブロードマインド株式会社
233	株式会社オキサイド
234	株式会社ネオマーケティング
235	日本電解株式会社
236	株式会社ラキール
237	株式会社デリバリーコンサルティング
238	シグマ光機株式会社
239	株式会社クレスデック
240	シンプレクス・ホールディングス株式会社
241	株式会社プロジェクトホールディングス
242	株式会社ワンキャリア
243	ポエック株式会社
244	株式会社ほほ日
245	株式会社 A B & C o m p a n y
246	バラカ株式会社
247	デモナ株式会社
248	株式会社ニースヴェル
249	株式会社サクシード
250	株式会社サインド
251	株式会社CS-C
252	Institution for a Global Society株式会社
253	株式会社セキユア
254	北興化学工業株式会社
255	クックビズ株式会社
256	株式会社 C a S y
257	株式会社スタメン
258	太平洋ノレッジ株式会社
259	清和中央ホールディングス株式会社
260	株式会社JPMC
261	株式会社ブイキューブ
262	株式会社ヘルク

No.	被監査会社等（大会社等）の名称
263	株式会社攝学
264	株式会社システムインテグレータ
265	テクミホールディングス株式会社
266	株式会社アイネット
267	株式会社ニッキ
268	株式会社ヤマト
269	株式会社カオナビ
270	株式会社テイクアンドギヴ・ニーズ
271	日本電波工業株式会社
272	カヤバ株式会社
273	株式会社テクノスジャパン
274	曙ブレーキ工業株式会社
275	清水樹脂株式会社
276	株式会社中西製作所
277	那須電機鉄工株式会社
278	ムーンバット株式会社
279	株式会社ワットマン
280	株式会社アーレスティ
281	株式会社ヴィス
282	ANYCOLOR株式会社
283	マイクロ波化学株式会社
284	ホームポジション株式会社
285	株式会社ザガラス
286	HEROZ株式会社
287	HOUSEI株式会社
288	INTLOOP株式会社
289	ライク株式会社
290	株式会社インデリックス
291	BRUNO株式会社
292	ジャパニース株式会社
293	株式会社 e W e L L
294	株式会社ファインズ
295	リンカーズ株式会社
296	株式会社 F I X E R
297	株式会社メディア工房
298	株式会社ブラップジャパン
299	株式会社トランザクション
300	株式会社スプリックス
301	株式会社キャリアデザインセンター
302	ホウライ株式会社
303	オープンワーク株式会社
304	株式会社 j i g . j p
305	株式会社GENOVA
306	株式会社アソインターナショナル
307	株式会社アルファバーチェス
308	株式会社トップカルチャー
309	株式会社プロレド・パートナーズ
310	富士変速機株式会社
311	株式会社Aiming
312	六甲バター株式会社
313	スバイダープラス株式会社
314	株式会社 S H I N K O
315	カバー株式会社
316	株式会社コルポート
317	BBDイニシアティブ株式会社
318	株式会社アサックス
319	阿波製紙株式会社
320	株式会社データ・アプリケーション
321	株式会社 G l o b e e
322	株式会社ジーデップ・アドバンス
323	株式会社Macbee Planet
324	株式会社トライト
325	株式会社ネットスターズ
326	株式会社ランドネット
327	株式会社グッドバッチ
328	A R アドバンステクノロジー株式会社

No.	被監査会社等（大会社等）の名称
329	アウトルックコンサルティング株式会社
330	ブルーイノベーション株式会社
331	株式会社魁力屋
332	株式会社ナルネットコミュニケーションズ
333	株式会社シンカ
334	グリーンモンスター株式会社
335	株式会社ダイブ
336	株式会社京写
337	株式会社 WOLVES HAND
338	株式会社ワイスカレー
339	山崎金属産業株式会社
340	佐藤製薬株式会社
341	東京貿易ホールディングス株式会社
342	互助会保証株式会社
343	富山地方鉄道株式会社
344	北陸観光開発株式会社
345	株式会社西京銀行
346	株式会社佐賀共栄銀行
	計 346社
	金融法監査
1	いちごグリーンインフラ投資法人
2	東海道リート投資法人
3	エネクス・インフラ投資法人
4	いちごオフィスリート投資法人
5	星野リゾート・リート投資法人
6	いちごホテルリート投資法人
7	大和証券リビング投資法人
8	カナディアン・ソーラー・インフラ投資法人
9	東京インフラ・エネルギー投資法人
10	ジャパン・インフラファンド投資法人
	計 10社
	会社法監査
1	センコー株式会社
2	インヴァスト証券株式会社
3	上田八木垣資株式会社
4	園分グループ本社株式会社
5	園分首都圏株式会社
6	株式会社マルハン
7	株式会社立飛ホールディングス
8	J P リースプロダクツ&サービス株式会社
9	いちご地所株式会社
10	株式会社大木
11	吉野石炭ホールディングス株式会社
	計 11社
	その他法定監査
1	国立大学法人秋田大学
2	国立大学法人岡山大学
3	国立大学法人大分大学
4	国立大学法人山口大学
5	国立大学法人北海道教育大学
6	独立行政法人情報処理推進機構
7	国立研究開発法人建築研究所
8	国立研究開発法人土木研究所
9	独立行政法人国民生活センター
10	薬町特定目的会社
	計 10社
	その他任意監査
1	株式会社レオパレス21
	計 1社
	大会社等 合計 378社

四 監査法人の組織の概要
令和6年6月30日現在



太陽有限責任監査法人

第 54 期 (2024 年 6 月期)

貸借対照表

損益計算書

社員資本等変動計算書

注記表

貸借対照表

(2024年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<u>資産の部</u>		<u>負債の部</u>	
<u>流動資産</u>	11,060,722	<u>流動負債</u>	3,624,671
現金及び預金	9,652,346	短期借入金	190,000
業務未収入金	1,015,227	リース債務	3,925
前払費用	236,052	未払金	1,062,287
未収入金	151,025	未払法人税等	262,905
立替金	18,102	未払費用	380,501
その他流動資産	4,492	未払消費税等	326,808
貸倒引当金	△ 16,524	賞与引当金	182,500
		前受金	716,065
		預り金	499,677
<u>固定資産</u>	3,502,779	<u>固定負債</u>	2,743,210
<u>有形固定資産</u>	714,654	リース債務	6,680
建物	184,520	職員退職給付引当金	338,179
建物附属設備	152,359	社員退職慰労引当金	2,324,034
車両運搬具	6,719	預り保証金	74,315
器具備品	88,732		
土地	272,680	負債合計	6,367,882
リース資産	9,641		
<u>無形固定資産</u>	245,606	<u>純資産の部</u>	
ソフトウェア	233,846	<u>社員資本</u>	8,195,620
ソフトウェア仮勘定	9,790	資本金	543,000
電話加入権	1,970	資本剰余金	417,827
<u>投資その他の資産</u>	2,542,518	その他資本剰余金	417,827
関係会社株式・出資金	30,000	利益剰余金	7,234,792
供託金	210,000	その他利益剰余金	7,234,792
敷金及び保証金	902,381	繰越利益剰余金	7,234,792
保険積立金	177,578		
入会金	110,392	純資産合計	8,195,620
長期前払費用	33,651		
繰延税金資産	1,077,829	負債及び純資産合計	14,563,502
その他の投資等	684		
<u>資産合計</u>	14,563,502		

損 益 計 算 書

〔 自 2023年7月1日
至 2024年6月30日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
業 務 収 入		17,991,256
業 務 費 用		
人 件 費	11,943,785	
人 材 開 発 費 用	244,648	
施 設 関 連 費 用	827,079	
I T 及 び 通 信 費 用	645,867	
そ の 他 業 務 費 用	2,017,037	15,678,417
営 業 利 益		2,312,838
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	142	
雑 収 入	5,600	5,743
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,146	
雑 損 失	0	1,146
経 常 利 益		2,317,435
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	738	
課 徴 金	95,950	96,688
税 引 前 当 期 純 利 益		2,220,746
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		480,591
法 人 税 等 調 整 額		△ 52,093
当 期 純 利 益		1,792,248

社員資本等変動計算書

（ 自 2023年7月1日
至 2024年6月30日 ）

(単位：千円)

	社員資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	530,500	417,827	417,827
当期変動額			
社員出資金増加	12,500		
剰余金の配当			
当期純利益			
当期中の変動額合計	12,500	—	—
当期末残高	543,000	417,827	417,827

	社員資本			純資産合計
	利益剰余金		社員資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	5,707,793	5,707,793	6,656,121	6,656,121
当期変動額				
社員出資金増加			12,500	12,500
剰余金の配当	△ 265,250	△ 265,250	△ 265,250	△ 265,250
当期純利益	1,792,248	1,792,248	1,792,248	1,792,248
当期中の変動額合計	1,526,998	1,526,998	1,539,498	1,539,498
当期末残高	7,234,792	7,234,792	8,195,620	8,195,620

注記表

当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、耐用年数は原則として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は原則として法人税法に規定する方法と同一の基準を採用しておりますが、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち、当事業年度の支給対象期間に対応する額を計上しております。

(3)職員退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

(4)社員退職慰労引当金

社員の退職慰労金の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

業務収入の計上基準

業務契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、直接作業時間をインプットとするインプット法により測定しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
表示単位未満の端数処理の方法
切り捨てて表示しております。

II 貸借対照表に関する注記

- | | |
|--------------------|------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | 393,308 千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権・債務 | |
| 短期金銭債権 | 137,028 千円 |
| 短期金銭債務 | 35,975 千円 |

III 損益計算書に関する注記

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 業務収入の内訳 | |
| 監査収入 | 17,424,290 千円 |
| 非監査収入 | 566,966 千円 |
| 2. 関係会社との取引高 | |
| 業務費用 | 511,410 千円 |

IV 社員資本等変動計算書に関する注記

剰余金の配当に関する事項

2023年8月30日開催の定時社員総会において、次のとおり決議しております。
配当金の総額 265,250 千円

V 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、未払金、職員退職給付引当金及び社員退職慰労引当金であります。

VI 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当監査法人は、資金運用については原則として短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

業務未収入金に係る顧客の信用リスクは、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

借入金の使途は、主として運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、業務未収入金、未収入金、短期借入金、未払金については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位: 千円)

	貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 敷金及び保証金	902,381	892,909	△ 9,471

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 敷金及び保証金

合理的に見積った敷金及び保証金の返還額及び返金予定時期に基づき、
国債の利回りの利率で割り引いた現在価値により算定しております。

なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額関係会社株式・出資金
30,000千円）は、上記の表には含めておりません。

VII 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載
のとおりであります。

太陽有限責任監査法人

第54期（2024年6月期）

附属明細書

有形固定資産及び無形固定資産の明細

引当金の明細

業務費用の明細

【有形固定資産及び無形固定資産の明細】

〈有形固定資産〉

(単位：千円)

資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
建物	65,143	132,101	—	12,724	184,520	43,201	227,721
建物附属設備	146,532	23,064	687	16,550	152,359	84,343	236,702
車両運搬具	13,441	—	—	6,721	6,719	38,692	45,412
器具備品	100,356	13,272	51	24,845	88,732	218,869	307,601
土地	221,493	51,186	—	—	272,680	—	272,680
リース資産	9,090	3,690	—	3,138	9,641	8,202	17,844
合計	556,057	223,315	738	63,979	714,654	393,308	1,107,963

〈無形固定資産〉

(単位：千円)

資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
ソフトウェア	160,398	141,312	—	67,864	233,846	266,762	500,609
ソフトウェア仮勘定	2,200	25,080	17,490	—	9,790	—	9,790
電話加入権	1,970	—	—	—	1,970	—	1,970
合計	164,568	166,392	17,490	67,864	245,606	266,762	512,369

【引当金の明細】

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	16,524	—	—	16,524
賞与引当金	151,319	182,500	151,319	182,500
職員退職給付引当金	296,168	76,777	34,766	338,179
社員退職慰労引当金	2,204,735	247,299	128,000	2,324,034

【業務費用の明細】

(単位:千円)

科目	内 訳	金 額	
人件費			
	報酬給与	6,878,333	
	賞与引当金繰入額	2,096,778	
	法定福利費	1,277,603	
	福利厚生費	123,405	
	職員退職給付費用	90,195	
	社員退職慰労引当金繰入額	247,299	
	支払業務報酬	1,213,691	
	業務委託費	16,476	11,943,785
人材開発費用			
	教育研修費用	88,000	
	採用関連費用	156,647	244,648
施設関連費用			
	施設賃借料	733,525	
	水道光熱費	26,087	
	減価償却費	63,979	
	その他	3,486	827,079
IT及び通信費			
	IT関連費	521,595	
	通信費	56,407	
	減価償却費	67,864	645,867
その他業務費用			
	業務委託費	339,611	
	グループ負担金	473,678	
	旅費交通費	382,394	
	諸会費	215,715	
	職業賠償保険料	41,990	
	租税公課	179,391	
	その他	384,254	2,017,037
業務費用合計			15,678,417

独立監査人の監査報告書

2024年8月21日

太陽有限責任監査法人

総括代表社員 山田 茂善 殿

誠栄有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

田村和乙

監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の2023年7月1日から2024年6月30日までの第54期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、太陽有限責任監査法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務及び財産の状況に関する説明書類に含まれる情報のうち計算書類及び監査報告書以外の情報である。総括代表社員の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する総括代表社員の責任

総括代表社員の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために総括代表社員が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、総括代表社員は、継続企業的前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に

又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 総括代表社員が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに総括代表社員によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 総括代表社員が継続法人を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、総括代表社員に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

太陽有限責任監査法人与当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

太陽有限責任監査法人

第 53 期 (2023 年 6 月期)

貸借対照表

損益計算書

社員資本等変動計算書

注記表

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<u>資産の部</u>		<u>負債の部</u>	
<u>流動資産</u>	10,163,822	<u>流動負債</u>	4,006,457
現金及び預金	8,864,401	短期借入金	190,000
業務未収入金	871,418	リース債務	3,113
前払費用	243,281	未払金	1,046,459
未収入金	182,811	未払法人税等	799,701
立替金	12,480	未払費用	281,514
その他流動資産	5,953	未払消費税等	399,574
貸倒引当金	△ 16,524	賞与引当金	151,319
		前受金	679,711
		預り金	455,062
<u>固定資産</u>	3,080,860	<u>固定負債</u>	2,582,104
<u>有形固定資産</u>	556,057	リース債務	6,885
建物	65,143	職員退職給付引当金	296,168
建物附属設備	146,532	社員退職慰労引当金	2,204,735
車両運搬具	13,441	預り保証金	74,315
器具備品	100,356		
土地	221,493	負債合計	6,588,561
リース資産	9,090		
<u>無形固定資産</u>	164,568	<u>純資産の部</u>	
ソフトウェア	160,398	<u>社員資本</u>	6,656,121
ソフトウェア仮勘定	2,200	資本金	530,500
電話加入権	1,970	資本剰余金	417,827
<u>投資その他の資産</u>	2,360,234	その他資本剰余金	417,827
関係会社株式・出資金	30,000	利益剰余金	5,707,793
供託金	198,000	その他利益剰余金	5,707,793
敷金及び保証金	825,232	繰越利益剰余金	5,707,793
保険積立金	174,595		
入会金	89,746	純資産合計	6,656,121
長期前払費用	16,239		
繰延税金資産	1,025,735	負債及び純資産合計	13,244,683
その他の投資等	684		
<u>資産合計</u>	13,244,683		

損 益 計 算 書

〔 自 2022年7月1日
至 2023年6月30日 〕

(単位：千円)

科 目	金 額	
業 務 収 入		16,830,986
業 務 費 用		
人 件 費	10,755,547	
人 材 開 発 費 用	180,927	
施 設 関 連 費 用	798,979	
I T 及 び 通 信 費 用	679,472	
そ の 他 業 務 費 用	1,696,901	14,111,828
営 業 利 益		2,719,158
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	124	
保 険 料 収 入	59,999	
雑 収 入	7,057	67,181
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	1,116	
雑 損 失	2,025	3,141
経 常 利 益		2,783,198
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	4,290	4,290
税 引 前 当 期 純 利 益		2,778,907
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		1,028,088
法 人 税 等 調 整 額		△ 148,718
当 期 純 利 益		1,899,538

社員資本等変動計算書

（ 自 2022年7月1日
至 2023年6月30日 ）

(単位：千円)

	社員資本		
	資本金	資本剰余金	
		その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	527,500	417,827	417,827
当期変動額			
社員出資金増加	3,000		
剰余金の配当			
当期純利益			
当期中の変動額合計	3,000	—	—
当期末残高	530,500	417,827	417,827

	社員資本			純資産合計
	利益剰余金		社員資本合計	
	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
	繰越利益剰余金			
当期首残高	4,019,255	4,019,255	4,964,583	4,964,583
当期変動額				
社員出資金増加			3,000	3,000
剰余金の配当	△ 211,000	△ 211,000	△ 211,000	△ 211,000
当期純利益	1,899,538	1,899,538	1,899,538	1,899,538
当期中の変動額合計	1,688,538	1,688,538	1,691,538	1,691,538
当期末残高	5,707,793	5,707,793	6,656,121	6,656,121

注記表

当法人の計算書類は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて作成しております。

I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、2016年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

また、耐用年数は原則として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(2)無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、耐用年数は原則として法人税法に規定する方法と同一の基準を採用しておりますが、自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

2. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2)賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込み額のうち、当事業年度の支給対象期間に対応する額を計上しております。

(3)職員退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。

(4)社員退職慰労引当金

社員の退職慰労金の支給に備えるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

業務収入の計上基準

業務契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は、直接作業時間をインプットとするインプット法により測定しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

表示単位未満の端数処理の方法

切り捨てて表示しております。

II 会計方針の変更に関する注記

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 31 号 2021 年 6 月 17 日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第 27-2 項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。

なお、これによる計算書類への影響はありません。

III 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	345,435 千円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	164,598 千円
短期金銭債務	51,703 千円

IV 損益計算書に関する注記

1. 業務収入の内訳	
監査収入	16,317,885 千円
非監査収入	513,100 千円
2. 関係会社との取引高	
業務費用	308,090 千円

V 社員資本等変動計算書に関する注記

剰余金の配当に関する事項

2022 年 8 月 30 日開催の定時社員総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額 211,000 千円

VI 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生原因は、未払金、職員退職給付引当金及び社員退職慰労引当金であります。

VII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当監査法人は、資金運用については原則として短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

業務未収入金に係る顧客の信用リスクは、顧客ごとの期日管理及び残高管理を行い、リスク低減を図っております。

借入金の用途は、主として運転資金であります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年6月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位: 千円)

	貸借対照表計上額(※)	時 価(※)	差 額
(1) 現金及び預金	8,864,401	8,864,401	—
(2) 業務未収入金	871,418	871,418	—
(3) 未収入金	182,811	182,811	—
(4) 短期借入金	(190,000)	(190,000)	—
(5) 未払金	(1,046,459)	(1,046,459)	—

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1) 現金及び預金、(2) 業務未収入金、(3) 未収入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 短期借入金、並びに(5) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

なお、市場価格のない株式等（貸借対照表計上額関係会社株式・出資金 30,000 千円）は、上記の表には含めておりません。

VIII 収益認識に関する注記

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

太陽有限責任監査法人

第 53 期 (2023 年 6 月期)

附 属 明 細 書

有形固定資産及び無形固定資産の明細

引当金の明細

業務費用の明細

【有形固定資産及び無形固定資産の明細】

〈有形固定資産〉

(単位：千円)

資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
建物	41,462	30,926	—	7,246	65,143	30,476	95,619
建物附属設備	95,875	66,771	4,290	11,823	146,532	81,939	228,472
車両運搬具	11,809	9,151	—	7,519	13,441	31,971	45,412
器具備品	90,373	32,221	0	22,237	100,356	195,984	296,341
土地	8,084	213,408	—	—	221,493	—	221,493
リース資産	7,571	4,278	—	2,759	9,090	5,063	14,154
合計	255,177	356,756	4,290	51,585	556,057	345,435	901,492

〈無形固定資産〉

(単位：千円)

資産の種類	期首 帳簿価額	期中 増加額	期中 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	償却 累計額	期末 取得価額
ソフトウェア	130,274	95,466	—	65,342	160,398	231,802	392,201
ソフトウェア仮勘定	43,591	80,996	122,388	—	2,200	—	2,200
電話加入権	1,970	—	—	—	1,970	—	1,970
合計	175,836	176,462	122,388	65,342	164,568	231,802	396,371

【引当金の明細】

(単位：千円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
貸倒引当金	16,524	—	—	16,524
賞与引当金	128,553	151,319	128,553	151,319
職員退職給付引当金	265,255	63,260	32,348	296,168
社員退職慰労引当金	2,067,968	183,067	46,300	2,204,735

【業務費用の明細】

(単位:千円)

科目	内 訳	金 額	
人件費			
	報酬給与	6,268,305	
	賞与引当金繰入額	1,938,682	
	法定福利費	1,151,462	
	福利厚生費	131,235	
	職員退職給付費用	76,351	
	社員退職慰労引当金繰入額	183,067	
	支払業務報酬	992,334	
	業務委託費	14,107	10,755,547
人材開発費用			
	教育研修費用	59,007	
	採用関連費用	121,920	180,927
施設関連費用			
	施設賃借料	706,818	
	水道光熱費	23,653	
	減価償却費	51,585	
	その他	16,921	798,979
IT及び通信費			
	IT関連費	555,936	
	通信費	58,193	
	減価償却費	65,342	679,472
その他業務費用			
	業務委託費	242,105	
	グループ負担金	310,593	
	旅費交通費	350,567	
	諸会費	226,288	
	職業賠償保険料	40,511	
	租税公課	176,364	
	その他	350,470	1,696,901
業務費用合計			14,111,828

独立監査人の監査報告書

2023年8月23日

太陽有限責任監査法人

総括代表社員 山田 茂善 殿

誠栄有限責任監査法人

東京都千代田区

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

田村和乙

監査意見

当監査法人は、公認会計士法第34条の32の規定に基づき、太陽有限責任監査法人の2022年7月1日から2023年6月30日までの第53期会計年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、社員資本等変動計算書、注記表及び附属明細書について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る会計年度の財政状態及び経営成績の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、太陽有限責任監査法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、業務報告書並びに業務及び財産の状況に関する説明書類である。総括代表社員の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類に対する総括代表社員の責任

総括代表社員の責任は、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために総括代表社員が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、総括代表社員は、継続企業的前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書

類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、監査は、試査を基礎として行われ、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 総括代表社員が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに総括代表社員によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 総括代表社員が継続企業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類の表示及び注記事項が、公認会計士法及び同施行規則並びに我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類の表示、構成及び内容、並びに計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、総括代表社員に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

太陽有限責任監査法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上